

重要事項説明書

日新株式会社

日新けあパレス(ショートステイ)

1. ご利用いただく事業所

事業者名	日新株式会社
代表者名	代表取締役 矢野 明美
事業所名	日新けあパレス(ショートステイ)
所在地	〒323-0105 栃木県下野市本吉田771番地1
電話	0285-38-7568
F A X	0285-32-6992
事業所番号	0971600549
利用定員	23床

2. 事業所の職員体制

管理者	1名
医師	1名
生活相談員	1名以上
介護職員・看護職員	7名以上
機能訓練指導員	1名以上(看護職員との兼務)
栄養士	1名
その他の職種	必要数に応じて配置

3. 事業の実施地域

栃木県下野市(全域)

小山市(間々田地区、乙女地区を除く)

真岡市(全域)

河内郡上三川町(全域)

茨城県結城市(結城西部、結城南部、結城東部 各地区の国道50号線以北に限る)

筑西市(下館地区・下館北地区・下館西地区に限る)

4. 営業日

年中無休 ※ただし、大規模災害や設備の点検・改修時はこの限りではありません。

5. 短期入所生活介護サービス利用の対象者

要介護(又は要支援)認定において、要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けた方が対象です。

6. 事業の目的と運営方針

事業の目的	指定短期入所生活介護事業所として、利用者の状況等に応じて適切な支援・介護・機能訓練・健康管理等のサービスを提供することを目的とします。
運営方針	当事業所にあつては、サービス計画・短期入所生活介護（又は予防介護短期入所生活介護）計画に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう努めます。その他、機能訓練指導等を行うことにより、利用者様の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。また、常に利用者の立場に立って、サービスの提供に努めるものとします。

7. 事業所の設備：準耐火建築物、木造1階建て（延床面積641.20㎡）

食堂・機能訓練室	1	浴室	1	便所	11
居室（個室）	7	居室（多床室）	4	洗面設備	15
医務室・静養室	1	事務室	1	面談室	1
介護職員室	1	洗濯室	1	汚物処理室	1
介護材料室	1	調理室	1		

8. サービス内容

介護サービス	入浴(2回以上/週)、排泄(おむつの交換を含む)、着替え等
食事	個々の身体状況に合わせた食事の提供を行います
機能訓練	機能回復訓練・日常生活訓練
健康管理	服薬管理・バイタルチェック(血圧・体温・脈拍等の測定)
相談及び援助	サービス内容や生活上お困りのこと等のご相談に応じます
滞在	希望を考慮した部屋にて滞在していただきます
送迎	希望により、利用者様宅と事業所への送迎を行います
その他生活サービス	教養・娯楽設備の提供及びレクリエーション等の実施、個々の状況等に応じたサービスを可能な範囲で提供します

9. 利用料金

別紙「利用料金表」に定める金額といたします。なお、利用料金等については、法律の改正及び事業者体制の変化等により利用期間内に変更となる場合がございます。変更の場合は予めお知らせいたします。

10. 利用中止又は休止について

利用中止又は休止を希望する場合は、希望日の10日前までにお申し出ください。ただし、以下の場合は、お申し出が無くとも自動的にサービスを終了いたします。

- ① 介護保険等の施設サービス利用を開始した場合。
- ② 要支援・要介護認定区分が「非該当」と認定された場合。
- ③ 利用者様がお亡くなりになった場合。
- ④ その他
 - ア) 短期入所生活介護サービスの提供を必要としない状態と判断される場合。
 - イ) サービス料金の支払いが、正当な理由なく3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも係わらず、15日以内に支払われない場合。
 - ウ) 利用者様の行動が、他の利用者様の生命又は身体に重大な影響を及ぼす恐れがあり、通常の介護方法では防止することができない場合。
 - エ) 故意又は重大な過失により、法令違反その他重大な秩序破壊行為をした場合。

11. サービス内容に関する要望・苦情等相談窓口

❖ 事業者の窓口

日新けあパレス 管理者又は生活相談員	☎ 下野市本吉田771番地1 ☎ 0285-38-7568
-----------------------	----------------------------------

❖ 公的機関の窓口

下野市役所 健康福祉部高齢福祉課	☎ 下野市笹原26 ☎ 0285-32-8904
小山市役所 保健福祉部地域包括ケア推進課	☎ 小山市中央町1丁目1番1号 ☎ 0285-22-9541
真岡市役所 健康福祉部いきいき高齢課	☎ 真岡市荒町5191番地 ☎ 0285-83-8094
上三川町役場 保険課高齢者支援係	☎ 河内郡上三川町しらさぎ1丁目1番地 ☎ 0285-56-9102
結城市役所 保健福祉部介護福祉課	☎ 結城市大字結城1447 ☎ 0296-34-0417
筑西市役所 保健福祉部介護保険課	☎ 筑西市丙360番地 ☎ 0296-22-0528
栃木県国民健康保険団体連合会 介護福祉課介護サービス担当	☎ 宇都宮市本町3番9号 栃木県本町合同ビル6階 ☎ 028-643-2220

12. 緊急時等における対応方法

事業者は、現に短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者様の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治の医師又は協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

協力医療機関：しもつけ痛みのクリニック（下野市柴 871-1）

院長 齊藤 和彦 医師 ☎0285-40-0307

13. 事故発生時の対応

- ① 事業者は、施設内で利用者様に事故が発生した場合、速やかに市区町村とご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ② 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- ③ 事業者は、利用者様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

14. サービス利用に当たっての留意事項

- ① サービス利用の際には、有効期間内の介護保険被保険者証、介護保険負担割合証等を提示してください。
- ② 施設内の設備や器具は、本来の用途・用法に従ってご利用ください。これに反した利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ③ 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ④ 他の利用者様の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ⑤ 金銭・貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。
- ⑥ 針やハサミ等の危険物の持ち込みはご遠慮ください。
- ⑦ 事業所内での宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ⑧ 火災や震災等の緊急事態発生時は、職員の指示により避難してください。
- ⑨ 飲酒はできません。
- ⑩ 利用キャンセルの連絡は、原則として前日の17時までにお願ひします。緊急かつ、やむを得ない場合は、当日の朝8時半までに連絡をお願ひします。

